

川崎市内 障害福祉関係事業所 各位

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長

平成30年度「川崎市障害福祉従事者養成研修事業補助金」交付団体の募集について

本市の障害児者支援の質の維持向上を図るため、「川崎市障害福祉従事者養成研修事業補助金交付要綱」に基づき、障害福祉従事者及び従事予定者が必要な技能を習得するための研修を行う法人を募集します。

2 募集期間

平成30年4月2日（月）～平成30年4月27日（金）

3 補助の対象事業

次の研修事業を対象とします。

- (1) 神奈川県障害者居宅介護従事者基礎研修等事業指定要綱に基づく指定を受けた行動援護従事者養成研修
- (2) 神奈川県障害者居宅介護従事者基礎研修等事業指定要綱に基づく指定を受けた同行援護従事者養成研修
- (3) 川崎市障害児・者移動支援事業等従事者養成研修実施要綱に基づく指定を受けた第4条第1項で定める移動支援事業等従事者養成研修（以下「移動支援事業従事者養成研修」という。）
- (4) 川崎市障害児・者移動支援事業等従事者養成研修実施要綱に基づく指定を受けた第4条第1項第2号で定める生活サポート事業従事者養成研修及び同条第2項で定める家庭支援従事者養成研修（以下「生活サポート等従事者養成研修」という。）

4 募集内容

次のとおり募集します。

「平成30年度の実施回数」を上限に応募してください。

研修事業名	定員	平成30年度実施回数
行動援護従事者養成研修	40人	4回
※ 同行援護従事者養成研修 一般課程 同行援護従事者養成研修 応用課程	各20人	各2回
移動支援事業従事者養成研修	20人	6回
生活サポート等従事者養成研修	40人	1回

※一般課程及び応用課程の開催につき各1回を1組にし、募集します。

5 補助金の算定方法

(1) 補助金の単価、対象経費及び補助率

研修事業名	第1欄	第2欄	第3欄
	川崎市在住又は在勤の受講者 一人当たりの額	対象経費	補助率
行動援護従事者養成研修	50,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・旅費 ・講師等謝礼金 ・需用費(消耗品費、印刷製本費、) ・役務費(通信運搬費、手数料、保険料、雑役務費) ・会場、設備使用料 ・事務用機器、OA機器借上料 ・その他事業の実施に要する経費 	10
同行援護従事者養成研修 一般課程	50,000円		10
同行援護従事者養成研修 応用課程	50,000円		
移動支援事業従事者養成研修	16,000円		
生活サポート等従事者養成研修	15,000円		

(2) 補助金の上限額

研修事業名	1回当たりの上限額
行動援護従事者養成研修	2,000,000円
同行援護従事者養成研修 一般課程	1,000,000円
同行援護従事者養成研修 応用課程	1,000,000円
移動支援事業従事者養成研修	320,000円
生活サポート等従事者養成研修	600,000円

6 その他

詳細は、川崎市ホームページを御覧ください。

URL <http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000096627.html>

(参考検索ワード 「障害福祉従事」 「養成研修」)

障害福祉係 池田担当

電話 044-200-3651